様式第８号（第６条の５関係)

|  |
| --- |
| 滋賀県収入証紙貼付欄  ※交付手数料として１隻につき1,050円分の証紙を貼ってください。  ※複数艇を一括で請求する場合等、貼付欄に貼りきれないときは裏面に貼ってください。 |

年　　月　　日

（宛先）

　滋賀県知事

〒

請求者　住所

氏名

　法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称

　および代表者の氏名

電話番号

適合証再交付請求書

　先に交付を受けた適合証について、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の２第４項の規定に基づき、再交付を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　船舶所有者の氏名 |  |
| 2　請求者の区分  　 （該当するものを○で囲んでください。） | ア　船舶所有者　　　　イ　指定保管業者 |
| 3　船舶番号 |  |
| 4　船舶の種類  　 （該当するものを○で囲んでください。） | ア　水上オートバイ  　イ　水上オートバイ以外のプレジャーボート |
| 5　交付を受けた適合証の番号  　 （該当するものについてのみ記載してください。） | 船体貼付用適合証：  　原動機貼付用適合証： |
| 6　再交付請求する適合証の種類  　 （該当するものを○で囲んでください。） | ア　船体貼付用適合証  　イ　原動機貼付用適合証（船外機の場合に限る。） |
| 7　再交付を必要とする事由  　 （再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。） |  |

注１　再交付請求に係るプレジャーボートが複数あるときは、１の欄および３の欄から７の欄までの

　　内容を別紙として添付することもできます。

　２　７の欄は、交付を受けた適合証の現況を具体的に記載し、再交付を必要とする事由を記載して

　　ください。

　３　船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する

　　場合は、これらを添付する必要はありません。

　４　再交付する適合証には新たな番号が付番されます。

　５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

|  |
| --- |
| （滋賀県記載欄）以下の欄には記載しないこと。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 審査 | 決定 | 送付 | 登録 |  | 適合証交付番号（再） | |
|  |  |  |  |  |  | 船体貼付用 | 原動機貼付用 |
|  |  |  |